

不良債権の状況

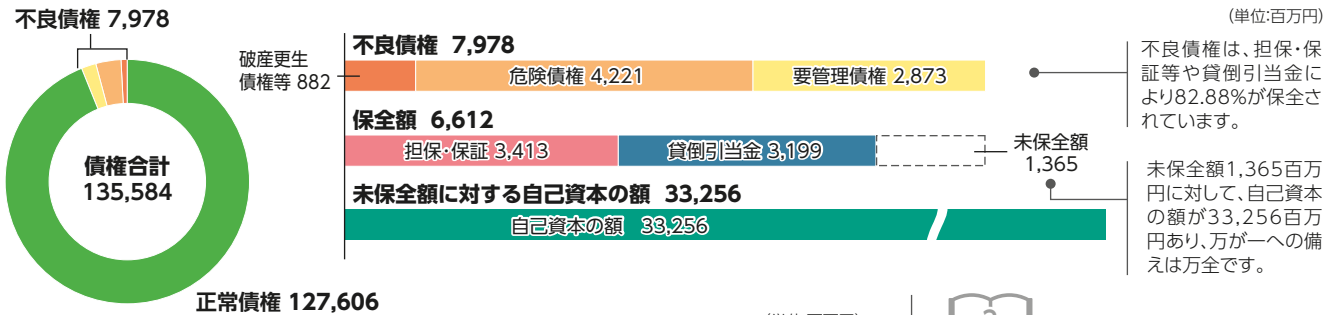
(令和3年3月31日現在)

厳格な自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しています。

貸出金をはじめとする債権は、金融機関の資産の中で最も大きなウェイトを占めるとともに、収益の大きな柱でもあるため、債権の状況(元本や利息が正常に支払われているかなど)は、金融機関の健全性の中でも重要なものです。

当金庫では、皆さまに安心してお取引いただくために、経営体質の強化を図るべく、厳格な自己査定基準および償却引当基準を定め、これに基づいた適正な引当処理を行い、資産の健全性確保に万全を期しています。

金融再生法開示債権およびその保全状況



金融再生法開示債権とは?

金融再生法に基づき開示が義務づけられているもので、貸出金のほか、債務保証見返、仮払金および未収利息等全ての債権を対象として、その債権全体を自己査定によって、左記の4つの債権に区分して開示したものです。

債権の区分	債権額 a	保全額 b	担保・保証額		貸倒引当金	未保全額 a-b	保全率 b/a
			担保・保証額	貸倒引当金			
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 A	882	882	350	531	0	100.00%	
危険債権 B	4,221	3,665	1,616	2,049	556	86.82%	
要管理債権 C	2,873	2,064	1,446	618	809	71.83%	
不良債権合計(A+B+C) D	7,978	6,612	3,413	3,199	1,365	82.88%	
正常債権 E	127,606						
債権合計(D+E)	135,584						

(単位:百万円)

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 … 自己査定において「破綻先」および「実質破綻先」に区分された先にかかる債権の合計額です。
- 危険債権 … 自己査定において「破綻懸念先」に区分された先にかかる債権です。
- 要管理債権 … 自己査定において「要注意先」に区分された先にかかる債権のうち、リスク管理債権でいう「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 正常債権 … 上記3つの債権以外に区分される債権です。

リスク管理債権およびその保全状況

債権の区分	債権額 あ	保全額 い	担保・保証額		貸倒引当金	未保全額 あ-い	保全率 い/あ
			担保・保証額	貸倒引当金			
破綻先債権 ア	25	25	0	25	—	100.00%	
延滞債権 イ	5,077	4,521	1,967	2,554	556	89.04%	
3か月以上延滞債権 ウ	—	—	—	—	—	—	
貸出条件緩和債権 エ	2,873	2,064	1,446	618	809	71.83%	
リスク管理債権 (ア+イ+ウ+エ) オ	7,976	6,610	3,413	3,197	1,365	82.87%	
上記以外の貸出金 カ	126,987						
貸出金合計(オ+カ)	134,963						

(単位:百万円)



リスク管理債権とは?

信用金庫法に基づき開示が義務づけられているもので、貸出金のみを対象として、自己査定により上記のとおり判定した4つの債権の総称です。リスク管理債権の大部分は担保・保証や貸倒引当金により保全されています。

- 破綻先債権 … 自己査定において「破綻先」に区分された先にかかる貸出金です。
- 延滞債権 … 自己査定において「実質破綻先」および「破綻懸念先」に区分された先にかかる貸出金の合計額です。
- 3か月以上延滞債権 … 元本または利息の支払いが3か月以上延滞している貸出金のうち、上記2つの債権を除いた貸出金です。
- 貸出条件緩和債権 … 経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免や元本・利息の支払い猶予などを行っている貸出金のうち、上記の3つの債権を除いた貸出金です。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			当期減少額		
			目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	847	877	—	847	877
個別貸倒引当金*	2,608	48	—	76	2,581
合計	3,455	926	—	923	3,458

(単位:百万円)

*その他の資産にかかる損失引当金(令和2年度期末残高8百万円)は、含んでおりません。

貸出金償却の額

該当ありません。